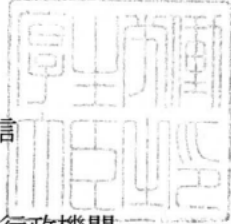


令和 2 年 4 月 10 日

行政文書開示決定通知書

様

厚生労働大臣 加藤 勝信



令和 2 年 3 月 16 日付け（同日受付）の行政文書の開示請求（開第 5347 号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

平成 15 年 9 月 1 日付け内閣法制局長官総務室第一課長「改正対照表を用いた改正方式について（意見照会）」

2 不開示とした部分とその理由

上記 1 の行政文書のうち、電話番号（内線及び直通に限る。）、FAX 番号及び電子メールアドレスについては、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 5 条第 6 号柱書きの不開示情報に該当することから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(※行政文書の開示を受ける場合、下表から希望する開示の実施の方法を、下記3(2)記載日時から都合の良い日時を選択の上、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、開示実施方法等の申出を行う必要があります。写しの送付を希望される場合は、下記3(3)記載郵送料に相当する郵便切手も送付ください。また、同封(又は裏面)の説明事項もお読みください。)

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(法施行令別表第1参照)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料 (基本額－開示請求手数料300円)
A4判115枚 (115頁)	① 閲覧	100枚までにつき 100円	200円	0円
	② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,150円	850円
	③ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	—円	—円
	④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に文書1枚ごとに10円を加えた額	1,250円	950円
	⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に文書1枚ごとに10円を加えた額	1,270円	970円

(注) ②～⑤までは、片面を1枚と換算する。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和2年4月17日から令和2年6月9日までの期間のうち「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日(土、日その他行政機関の休日を除く。)の9:30～17:00(12:00～13:00を除く。)

場所：厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：令和2年4月10日以降であって「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに実施予定

郵送料(見込額)：〔用紙〕 通常郵便物(定形外) 1kgまで 580円
〔CD-R, DVD-R〕 通常郵便物(定形外) 100gまで 140円